

函館市の補助金のあり方に関する提言書（案）

函館市補助金のあり方検討委員会
平成24年 月

目 次

I	はじめに	・・・・・・・・・・	1
II	補助金の役割	・・・・・・・・・・	2
III	提 言	・・・・・・・・・・	3
IV	おわりに	・・・・・・・・・・	6
V	参考資料	・・・・・・・・・・	7

I はじめに

函館市の財政は、人口減少による市税や地方交付税の減少のほか、少子高齢化による社会保障関係費の増加が見込まれるなど、今後においても、厳しい状況は当面続くものと考えられる。

このような状況のなか、本委員会は、行財政改革の一環として、函館市の補助金全体のあり方について、検討・協議し、統一した基準やルールづくりなどの提言を行うことを目的に設置されたものである。また、各委員は、昨年、補助金の事業仕分けを行っており、市補助金の実態を把握していることから、補助金の事務を変えるのではなく、システムを変えるという意識で闊達な議論を重ねた。

市では、これまで補助金について、多角的な視点で、内部による見直しを行ってきたほか、包括外部監査や事業仕分けによる指摘についても、あわせて見直しているところであるが、現時点においては、見直しが不十分である。

本委員会では、補助金について、事業内容をきちんと把握したうえで、客観的な基準のもと支出されるべきものであるが、支出後の費用対効果などの検証が全くされていないことから、根本的に見直すべきであると考えた。

また、判断基準が曖昧になっている補助金や既得権化している補助金があることから、透明性や公正性が図られるよう要綱などの規定を定めるほか、場合によっては、包括的な規則である「補助金等交付規則」を改正し、統一した根拠規定の整備が必要であると考えた。

この提言書は、これまでも補助金の見直しについて、指摘されてきたことの不断の見直しを進めていくため、具体的な仕組みを、ここにとりまとめたものである。

平成24年 月 日
補助金のあり方検討委員会
委員長 奥平 理

II 補助金の役割

市民ニーズが多様化し、地域における市民活動が活発化するなか、市民と行政が信頼関係を保ちつつ、市民の自主性・自立性を損なわない範囲で市民活動を補助する必要性はますます高まっている。

補助金は、行政を補完し、公共の福祉を増進させるうえで、有効な役割を果たしてきており、その意義は大きく、今後も重要な意味を有していることは変わらない。

一方、社会情勢の変遷に応じて、公益上の必要性や行政推進上の有効性が変化してきたところであるものの、現時点においても、既得権化しているものや補助を開始した当時の事業としての必要性が薄れてきているものなど、補助目的や効果が有効なのか、改めて客観的な視点で見直す必要がある。

本来、補助とは、あくまでも行政の行う業務ではなく補助団体が自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの支援であることから、そのことを補助事業者は認識し、誠実に実施するとともに、市としても職員一人ひとりが共通認識に立ち、前年踏襲にとらわれることなく、適正で効果的な補助金の執行に努めるべきである。

Ⅲ 提 言

1 統一したルールづくり

(1) 公益性

補助金の交付は、地方自治法第232条の2の規定する「公益上必要のある場合」に限られており、公益性が絶対条件であることから、公益性の定義を定めるべきである。

《具体的な手法》

- ・市として、公益性を判断する基準を明文化すべきである

(2) 透明性

市として、補助事業内容をきちんと把握していないことから、これまでに以上に事業内容等の把握できる仕組みを構築すべきである。

判断基準などが曖昧になっている補助金は、基準を明確に定めるべきである。

補助金の支出が市民にも客観的に分かりやすく、理解が得られるよう情報公開に努めるべきである。

《具体的な手法》

- ・過去の実績などを参考に補助金の適正化を確認するとともに、事業内容や具体的な数値での成果などを把握できる調査書を作成し、チェック体制を強化すべきである
- ・要綱のない補助金は要綱を制定するなど、原理原則をきちんと明確にすべきである
- ・原則として、補助割合は1／2を上限とすべきである
- ・原則として、繰越金は100万円以上または10%以上の場合は、補助金を減額または廃止すべきである
- ・市ホームページにおいて、実績報告書など公表すべきである

(3) 補助事業者の自主性

補助事業者は補助金への依存心を強め、自らの手で運営を行う姿勢が希薄になることから、一定期間を支援した後に自立させるため、補助金の終期を設けるべきである。

《具体的な手法》

- ・ 既得権化を防ぐため既存事業は、原則として、3年の終期を定め、期限到達時にはゼロベースから見直しをするべきである
- ・ 本来、自主財源を確保し自立した運営を行うべきであることから、収入確保や効率的な運営が行われているか検証すべきである

(4) 第三者委員会の設置

補助した事業の効果検証が全くされていないことから、補助金を支出した費用対効果などを検証する仕組みをつくるべきである。

《具体的な手法》

- ・ 補助金をチェックするため、外部の視点による「公益性の判断」や「費用対効果の検証」など活発な議論が展開できる第三者委員会を設置すべきである

2 区分ごとの提言

(1) 国・道の制度に基づく補助金

- ・国・道の制度であっても止めるという判断はすべきである
- ・個別の見直しについては、事業仕分けで実施すべきである
- ・市独自の上乘せ補助金は、廃止すべきである

(2) 条例・規則・要綱に基づく補助金

- ・要綱のない補助金については、原則、要綱を定めるべきである
- ・補助割合や細かい規定などを盛り込んだ補助金等交付規則にすべきである

(3) 団体運営補助金

- ・繰越金が生じた場合の取扱基準を定めるべきである
- ・団体運営補助と事業費補助が混在している補助金は、明確に分け、きちんと整理すべきである

(4) まつり・イベント・大会補助金

- ・迂回補助金は見直すべきである
- ・自主自立をするための立ち上げ当初の支援であることから、自主自立ができない場合、止めるという選択も考えるべきである

IV おわりに

今回の補助金のあり方検討委員会では、5回にわたる委員会の中で、委員から出された具体的な意見に基づき、提言をとりまとめたものである。

限られた時間の中での議論になったことから、十分に議論を尽くせなかった面はあるが、提言内容については、委員それぞれの経験や専門性等が十分に反映されているものと考えらる。

今後、この提言を参考にガイドラインを作成していただきたいと思うが、市はもちろん、補助事業者においても、補助金は市民からいただいた貴重な税金であることを改めて認識し、公正かつ効率的に使用されるよう適正な補助金の執行に努めるとともに、積極的に説明責任を果たすべきである。

先行きの見えない社会経済情勢のなか、我々委員も、提言に基づき策定されるガイドラインについて進捗状況を引き続き注視していきたいと考えている。

V 参考資料

1 委員名簿 ※五十音順 敬称略

浅木 洋祐 北海道教育大学准教授 (副委員長)
奥平 理 函館工業高等専門学校准教授 (委員長)
佐藤たみ子 株式会社アイスタイル代表取締役
高地 保之 高地保之税理士事務所所長
寺井慎一郎 函館自動車工業株式会社代表取締役

2 開催状況

第1回 平成24年5月18日(金) 18:00～19:30

議題：(1) 財務部長挨拶
(2) 委員および事務局紹介
(3) 委員会の概要説明
(4) 委員長，副委員長の互選
(5) 函館市の補助金について
(6) 委員会の今後の進め方について

第2回 平成24年6月26日(火) 18:00～19:40

議題：(1) 前回要求した資料の説明
(2) 委員会の今後の進め方について
(補助金の具体的な事例について説明)

第3回 平成24年7月23日(月) 18:30～20:10

議題：(1) 前回要求した資料の説明
(2) 補助金の具体的な事例について説明
(3) 委員会の今後の進め方について

第4回 平成24年9月4日(火) 18:00～19:30

議題：(1) 前回要求した資料の説明
(2) 提言(案)について

第5回 平成24年9月26日(水) 18:00～ :

議題：(1) 前回要求した資料の説明
(2) 提言(案)について

函館市補助金のあり方検討委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 函館市の補助金全体のあり方について検討・協議し、市長への提言することを目的に函館市補助金のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、補助金のあり方について調査・審議し、市長へ提言を行う。
2 その他、補助金のあり方に関し、市長が必要と認める事項について調査・研究し、市長に提言を行う。

(委員)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 経営分析等に精通する者
(3) 企業経営に参画する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任することができる。

(組織)

第5条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。
2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 委員長は、委員会の議長となる。
4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月27日から施行する。